

【目的】 公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化・更新・統廃合等を計画的に行い、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現する

【対象】 県が保有する全ての庁舎・学校等の公共建築物及び道路・河川等の土木インフラ

【計画期間】 2016（平成28）年度から2025（平成37年）年度までの10年間（計画期間内であっても必要に応じて適宜見直しを実施）

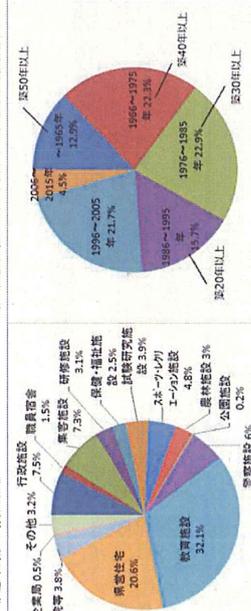
【計画の位置付】 本県の公共施設等の管理に係る基本的な方針であり、個別施設毎の具体的な対応方針を示す中長期保全計画や各土木インフラの長寿命化計画等の上位計画として位置付ける

本県の公共施設の現状（計画 P2～）

公共建築物

- 施設数：約620施設
- 延床面積：約1,454千㎡
- ※延面積の主な内訳
 - ・学校・教育施設：約32%
 - ・庁舎・教育施設：約8%
 - ・営住宅：約21%
 - ・集客施設：約7%

公共建築物の築年数毎の延床面積割合



土木インフラ

保有する主な土木インフラ一覧

用途	内訳	数量
道路施設	道路（延長）	1,990km
	橋梁（橋長2m以上）	2,060橋
	トンネル	37箇所
	大型河川施設（横断歩道橋等）	134箇所
	河川	1,306km
河川管理施設	水門	3棟
	排水機場	6棟
	遊門・遊管等	232箇所
	海軍保安区施設指定区画	57
	海軍保安区施設指定区画	82,520㎡
	海軍保安区施設指定区画	1棟
港湾施設	港湾管理組合管理	1空母
	鳥取空母	1空母
空港施設	米子空港関連施設（連絡歩道橋、陸軍庫、防音壁等）	1空母
	砂防	4空母
漁港施設	急傾斜	4,545基
	地すべり	362区域
海山・砂防関係施設	急傾斜	362区域
	地すべり	22区域
農業施設	魚道	12箇所
	治山	3,812基
林道施設	地すべり	9箇所
	林道（延長）	10km
下水道施設	橋梁	8橋
	天神川流域下水道処理施設	1施設
都市公園施設	都市公園	3箇所
	鳥取市公園	239km
工業用水道施設	鳥取市公園	239km
	工業用水道	2施設
発電施設	発電施設	17施設
	発電施設	17施設
交通安全施設	交通安全施設（御前崎）	1,286基

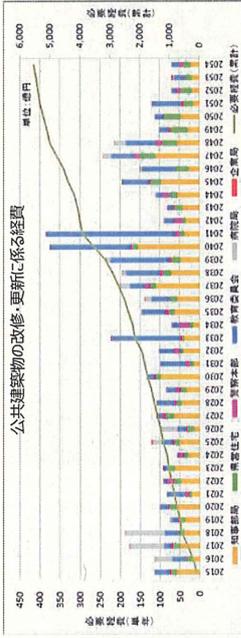
公共施設の改修・更新に係る経費の見込み（計画 P5～）

公共施設全体（公共建築物・土木インフラ）

■ 公共施設全体（公共建築物・土木インフラ）に係る2015年から40年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で約1兆1,443億円、年平均で約286億円となる見込み。

公共建築物

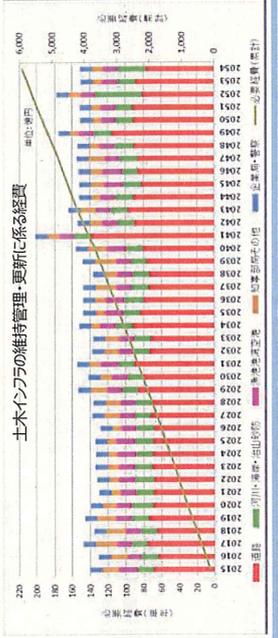
- 公共建築物に係る2015年から40年間に必要な改修・更新費用の推計値は、合計で約5,533億円、年平均で約138億円となる見込み。
- 2032年頃までは、概ね、現状の予算規模（H27年度予算額：約97億円）程度で推移しますが、2033年頃からは県立学校等の教育委員会施設が更新時期を迎えることから、増加傾向となり、2040年頃には一時的に多額の経費が必要となる見込み。
- 改修・更新費用の増加が始まる2030年代以降を見据えて、統廃合や維持管理経費の抑制、長寿命化を計画的に行い、財政負担の軽減や平準化等を検討していく必要がある。



土木インフラ

■ 土木インフラに係る2015年から40年間に必要な維持管理・更新費用の推計値は、合計で約5,910億円、年平均で約147億円となる見込み。

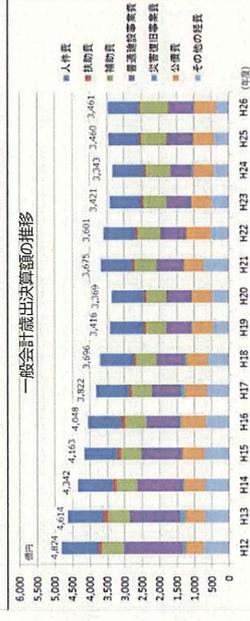
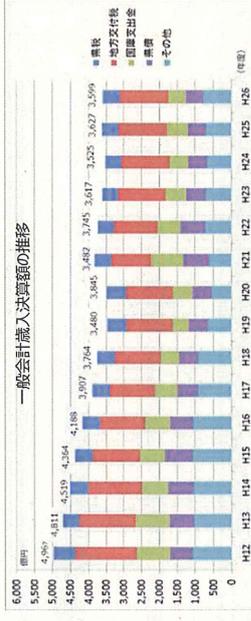
■ 今後も、現状の予算規模（H26年度決算額：約143億円）から漸次増加し、2040年代以降はトンネル・ダム等の維持管理・更新費用が一時的に多額となる年度があるため、予算の平準化等を検討していく必要がある。



財政及び人口の現状と課題（計画 P7～）

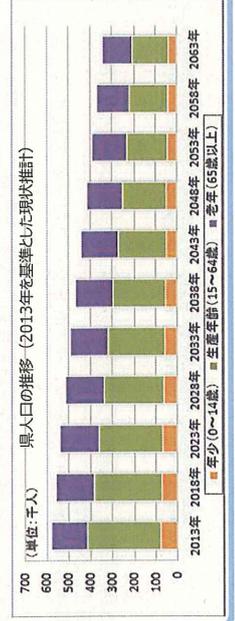
財政状況

- 本県の財政は、これまで、未来への積極的な投資と財政健全化の財政運営に努めた結果、財政誘導目標は、平成26年度末時点において、全て目標を達成している。
- しかし、交付税依存度の高い本県財政においては、地方税等による増収効果は限定的なものであり、さらに、公債費負担や社会保障関係経費が引き続き高水準にあるなど、義務的経費の増大が本県財政の硬直化を進めている。



人口推移

- 本県の総人口は、1988年に過去最高（616,371人）を記録した後に、人口減少局面となり、2002年以降はマイナスの状況が続き、2014年の総人口はピークに比べ約93%まで減少。
- 県独自の将来人口推計によると、2040年にはピーク時から約26%減の455,120人となる見込み。



公共施設の適正管理に関する基本的な考え方（計画 P10～）

公共建築物

- 社会情勢や施設の状態等を踏まえながら、資産の保有総量の最適化や効率的な利用を図るとともに、施設の状態を的確に把握しながら、適切な維持管理、補修及び更新等を計画的に実施することにより、施設の長寿命化、維持管理費用の抑制及び予算の平準化を図る必要がある。
- 本県としては今後、上記の取り組みを推進するために、以下の3本の柱を基本的な方針として具体的な方策に取り組んでいくこととする。

① 保有総量の最適化	<ul style="list-style-type: none"> ■ 今後の社会情勢や施設の利用状況・ニーズ等の変化を踏まえながら、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう縮減・最適化を図る。 ■ 財産の利用実態を十分に把握し、資産価値に見合った利用となつたり、今後使用する見込みのない財産については、売却を促進するなど、適正な財産管理を行う。 ■ 改修・改築時における施設規模の適正化を図る。
② 効率的な利用	<ul style="list-style-type: none"> ■ 売却が困難な未利用財産は、貸付を行うなど効率的な利用を図るとともに、維持管理費用の削減を図る。 ■ 施設の利用実態等を考慮し、市町村等への譲渡・移管、交換等を進めるなど、幅広い観点で施設の有効活用を図る。 ■ 施設管理の効率化や経費削減を図るため、PPPやPFI等の民間活力を取り入れた手法について検討を行う。
③ 長寿命化・維持管理費の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ■ 計画的かつ適期に修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を図る。 ■ 改修・改築時における省エネ対策を実施する。

三本の柱

- 取組体制
- 情報管理・共有の実施
- 財産の適正な管理

基本方針の具体的な取り組み（計画 P13～）

公共建築物

- (1) 施設の統合・廃止方針 …… (① 保有総量の最適化) 関連
- (2) 未利用財産の積極的な売却 …… (① 保有総量の最適化) 関連
- (3) 効率化・有効活用等の方針 …… (② 効率的な利用) 関連
- (4) 安全確保対策 …… (① 保有総量の最適化) 及び (② 効率的な利用) 関連
- (5) 市町村との連携・支援の実施方針 …… (③ 長寿命化・維持管理費の抑制) 関連
- (6) 点検・診断等の実施 …… (③ 長寿命化・維持管理費の抑制) 関連
- (7) 維持管理・修繕・更新等の実施 …… (③ 長寿命化・維持管理費の抑制) 関連
- (8) 耐震化の実施 …… (③ 長寿命化・維持管理費の抑制) 関連
- (9) 省エネ対策の実施 …… (③ 長寿命化・維持管理費の抑制) 関連

施設類型ごとの基本方針（計画 P17～）

公共建築物

- (1) 庁舎等（行政施設、研修施設、試験研究施設）
- (2) 集客施設、スポーツ・レクリエーション施設
- (3) 保健・福祉施設
- (4) 県営住宅
- (5) 学校・教育施設
- (6) 警察施設
- (7) 病院施設
- (8) 企業局施設

土木インフラ

- 土木インフラは、県民の豊かな社会経済活動を支えるための重要な社会基盤であり、将来にわたり安全かつ安心して利用できるよう適切に保全することにより、求められる機能を維持する必要がある。
- 土木インフラは災害時の緊急輸送機能など防災面でも重要な役割を担っていることから、全ての土木インフラに対し適切な保全活動を実施する。
- 財政負担を軽減するため、計画的かつ適切な維持管理を実施し、長寿命化による維持管理費や修繕・更新等に係る費用の縮減と平準化を図るとともに、こうした取組を継続的に実施することにより、将来世代も有効に活用できるインフラを目指す。

基本方針：『インフラ機能の維持・確保の最適化』

土木インフラを将来にわたり県民が安全・安心して利用できるよう、機能を適切に維持するとともに、そのために必要となるコスト縮減と投資の平準化を図るため最適化維持管理・更新を実施する。

① メンテナンスサイクルの構築

- 持続可能なメンテナンスサイクル【点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒（次回点検）】を構築し、蓄積した点検結果や措置内容等の情報を次回点検に活用することで、効率的かつ適切な維持管理を実現する。

② 財政負担の削減及び平準化と財源の確保

- 機能維持や長寿命化を図りつつ、中長期的なトータルコストの縮減と財政負担の平準化を図る。
- 必要となる維持管理費用を確保し、土木インフラの機能を維持するための対策を講じる。

③ 適切な維持管理体制の整備

- 部局横断的な取組により土木インフラ全体の維持管理状況を把握するとともに、PDCAサイクルにより進捗を管理し、必要に応じて改善を行う。
- 国や市町村とも連携した広域的な取組を行うことにより、適切な維持管理体制を構築する。

三本の柱

- 部局横断的な取組により土木インフラ全体の維持管理状況を把握するとともに、PDCAサイクルにより進捗を管理し、必要に応じて改善を行う。
- 国や市町村とも連携した広域的な取組を行うことにより、適切な維持管理体制を構築する。

基本的な方針に基づき具体的な取り組みを実施

土木インフラ

- (1) 点検・診断等の実施 …… (① メンテナンスサイクルの構築) 関連
- (2) 維持管理・修繕・更新・耐震化等機能強化 …… (① メンテナンスサイクルの構築) 関連
- (3) 維持管理コストの削減・平準化 …… (② 財政負担の削減及び平準化と財源の確保) 関連
- (4) 個別施設ごとの長寿命化計画の策定 …… (② 財政負担の削減及び平準化と財源の確保) 関連
- (5) 統廃合の検討 …… (② 財政負担の削減及び平準化と財源の確保) 関連
- (6) 新技術等の導入 …… (② 財政負担の削減及び平準化と財源の確保) 関連
- (7) 総合的・計画的な管理のための体制構築 …… (③ 適切な維持管理体制の整備) 関連

施設特性に応じた管理に関する基本的な考え方

土木インフラ

- (1) 道路施設
- (2) 河川管理施設
- (3) 海岸保全施設
- (4) 港湾施設
- (5) 空港施設
- (6) 漁港施設
- (7) 治山・砂防関係施設
- (8) 農業施設
- (9) 林道施設
- (10) 下水道施設
- (11) 都市公園施設
- (12) 情報通信施設
- (13) 工業用水道施設
- (14) 発電施設
- (15) 交通安全施設

鳥取県 PPP / PFI 手法活用の優先的検討方針

平成 28 年 3 月 29 日

極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP / PFI 手法を本県においても取り入れていく必要がある。

本県では、平成 17 年度から公の施設の管理手法として指定管理者制度を導入するなど、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、県民サービスの質の向上を図っているところであるが、今後、PFI 手法も含めた民間活力をさらに取り入れた事業手法の積極的な検討と適切な活用を図るため、公共施設等の整備及び運営にあたり、従来型手法（県の直営実施）に優先して PPP / PFI 手法を検討することとし、本方針に基づき、全庁的な取組を進めることとする。

1 検討対象事業

県で実施する以下の公共施設・設備整備事業（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、県民に対するサービスの提供を含む。以下「公共施設整備事業」という。）については、PPP / PFI の活用を検討することとする。

- ①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修）
- ②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等）

なお、上記基準に関わらず、以下の事業については、検討の対象から除くことができるものとする。

- ①災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ②民間の創意工夫の余地が限定的と考えられる道路、河川等の土木インフラ整備事業等（有料道路等を除く）

また、他自治体で実績のある事業や公の施設の管理については、事業費が上記金額を下回っても、PPP / PFI 手法の活用について検討を行うことができるものとする。

2 検討方法

PPP / PFI 手法の活用検討に当たっては、以下の流れで実施する。

(1) 事業担当部局から総務部への協議

PPP / PFI 手法の活用にあたっては、実施検討から事業実施までに複数年を要することが一般的であるため、対象事業となりうる事業については、基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合に総務部（行財政改革局業務効率推進課）へ協議することとする。

(2) 適切な手法の選択

検討対象事業について、次の(3) 第一次検討 又は(4) 第二次検討 に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

なお、当該事業の同種の事例の過去の実績に照らし、指定管理者制度等の活用が適切と認められる場合においては、第一次検討及び第二次検討を経ることなく、当該手法の活用を決定することができるものとする。

(3) 第一次検討の実施

検討対象事業について、庁内での定量評価及び定性評価により、PPP/PFI手法の活用について検討を実施する。

ア 定量評価（費用総額の比較による評価）

直営で公共施設等の整備を行う従来型手法による場合と、PPP/PFIを活用した場合との間で、次に掲げる費用等の総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

- a 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- b 公共施設等の運営等の費用
- c 民間事業者の適正な利益及び配当
- d 調査に要する費用
- e 資金調達に要する費用
- f 利用料金収入

なお、第一次検討は、できるだけ簡便な方法で実施することが望ましいため、過去の整備事例や類似施設の経費を参考に費用を算出することとする。

また、この比較に当たっては、PPP/PFI手法の活用について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

イ 定性評価

主に以下の視点で、PPP/PFI手法活用の適性を評価する。

- a 住民サービスの向上
- b 管理運営の効率化
- c 新たな発想の活用
- d 施設の目的・機能
- e 県の関与の必要性
- f 個別の法律による制約

(4) 第二次検討の実施

第一次検討において、PPP/PFI手法の活用が適しないと判断された事業以外の事業を対象として、第二次検討を行い、改めてPPP/PFIの活用の適否を評価するものとする。

第二次検討においては、専門的な外部アドバイザーを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、PPP/PFI手法を活用した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の活用の適否を評価するものとする。

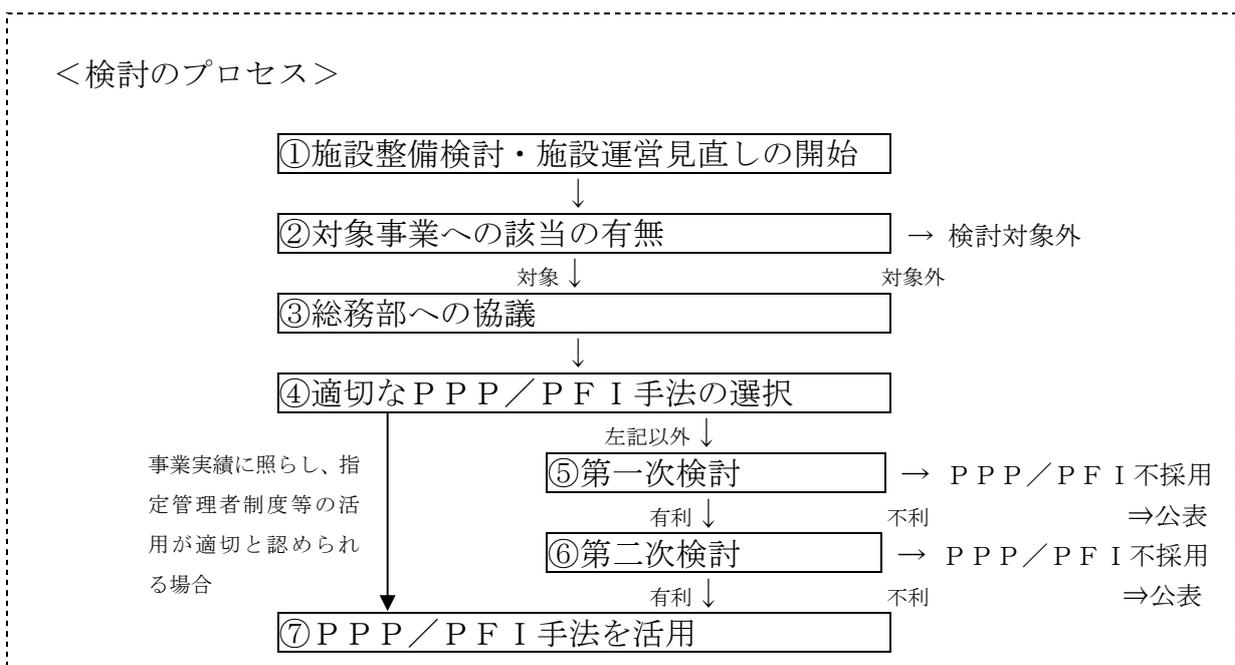
3 検討体制

副知事を座長とし、各部局長等で構成する「県有施設・資産有効活用戦略会議」を設置し、検討を実施する。

4 検討結果の公表

第一次検討又は第二次検討でPPP/PFI手法の活用が適しないと評価した場合は、活用しないこととした旨及び評価内容をインターネット上で公開するものとする。

また、PFI手法を活用することとした場合、速やかに実施方針の策定及び公表を行うものとする。



参考 PFI事業全体の流れ

※太枠部分が「本方針」で定める手続である。

プロセス	手続	標準的な 所要期間	年度	
特定事業の選定 (PFI事業実施 決定)	①事業の発案(活用 の検討)	○事業の発案 ○第一次検討(庁内での定量的・定 性的な検討) ○導入可能性調査経費の予算措置	6ヶ月 ～1年	1
		○第二次検討(専門的な外部アドバ イザーによる導入可能性調査)	6ヶ月 ～1年	2
	②実施方針の策定 及び公表	○実施方針の策定	3～4ヶ月	3
		○実施方針の公表 ○実施方針説明会の開催	1～2ヶ月	
	③特定事業の評 価・選定、公表	○特定事業の評価・選定 ○債務負担行為の設定 ※議会議決 ○選定結果等の公表	2～3ヶ月	
	民間事業者の募集 及び選定等	④民間事業者の募 集、評価・選定、 公表	○公募関係書類の作成	3～4ヶ月
○入札公告(公募) ○説明会の開催 ○民間事業者選定			5～6ヶ月	
⑤事業契約等の 締結等		○仮契約の締結 ○事業契約等の締結 ※議会議決 ○事業契約等の公表	3ヶ月	
PFI事業の実施	⑥事業の実施(設 計・建設・運営)、 監視等	○事業の実施、監視 ○監視結果の公表		
	⑦事業の終了	○契約で定めた土地等の明渡し等		

県有施設・資産有効活用戦略会議設置要綱

(目的)

第1条 県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため、「県有施設・資産有効活用戦略会議（以下「戦略会議」という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 戦略会議は、次の事項に係る検討、調整及び決定等を行う。

- (1) 県有施設・資産に係る情報共有及び利活用方策の検討
- (2) 県有施設・資産の総合的な利用調整
- (3) 県有施設・資産に係る官民連携（PPP/PFI）の導入に向けた具体的検討
- (4) 県有施設・資産に係る民間譲渡の検討を含めた今後のあり方検討
- (5) 公共施設等総合管理計画の進捗管理・改定
- (6) 県有資産マネジメント方針の改定
- (7) 新地方公会計制度に関連した固定資産台帳の整備
- (8) その他、県有施設・資産の適正管理及び戦略的活用のための方策検討

(組織)

第3条 戦略会議は、座長及び委員をもって構成する。

- 2 座長は、副知事をもって充てる。
- 3 委員は、各部局長及び総合事務所長、教育長、企業局長、病院事業管理者並びに警察本部長をもって充てる。
- 4 各委員は、必要に応じ関係職員を出席させることができる。

(会議)

第4条 戦略会議は、座長が必要に応じて招集し、会務を総理する。

- 2 戦略会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、あらかじめ指名された委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 戦略会議の事務を処理するため、事務局を総務部行財政改革局業務効率推進課及び財源確保推進課に置く。

(幹事会)

第6条 戦略会議における各部局間の調整を実施するため、戦略会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長及び各部局主管課長をもって構成する。
- 3 幹事会の会長は、行財政改革局長をもって充てる。
- 4 幹事会は、会長が必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 5 会長は、必要があると認めるとき、必要に応じ関係課長の出席を求めることができる。

(部会)

第7条 戦略会議において、公共施設等総合管理計画を機動的かつ合理的に策定するため、戦略会議に公共建築物部会及び公共土木施設部会を置く。また、新地方公会計制度に関連した固定資産台帳を整備するため、固定資産台帳部会を置く。

- 2 各部会は、別表の委員（以下「部会員」という。）で構成するものとする。
- 3 各部会に部会長を置く。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集し、会務を総理する。
- 5 部会長は、必要があると認めるとき、部会員以外の者の出席を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

別表 県有施設・資産等有効活用戦略会議部会

公共建築物部会		
所属	職名	備考
総務部	営繕課長	
	業務効率推進課長	
	財源確保推進課長	部会長
生活環境部	住まいまちづくり課長	
教育委員会	教育総務課長	
	教育環境課長	
病院局	総務課長	
企業局	工務課長	
警察本部	警務部参事官	

公共土木施設部会		
所属	職名	備考
生活環境部	水・大気環境課長	
	緑豊かな自然課長	
農林水産部	農地・水保全課長	
	県産材・林産振興課長	
県土整備部	技術企画課長	部会長
	道路企画課長	
	河川課長	
	治山砂防課長	
	空港港湾課長	
企業局	工務課長	

固定資産台帳部会					
所属	職名	備考	所属	職名	備考
総務部	財源確保推進課長	部会長	県土整備部	県土総務課長	
	財政課長			道路企画課長	
	営繕課長			河川課長	
生活環境部	環境立県推進課長			治山砂防課長	
	水・大気環境課長		空港港湾課長		
	緑豊かな自然課長		会計管理者	物品契約課長	
	住まいまちづくり課長		教育委員会	教育総務課長	
農林水産部	農林水産総務課長			教育環境課長	
	農地・水保全課長		警察本部	警務部参事官	
	県産材・林産振興課長				